

M・アーノルドの「グラント将軍」とアメリカ文明の形成

渡 辺 栄太郎

M. Arnold's "General Grant" and the Formation of American Civilization

Eitaro Watanabe

1

マシュー・アーノルドが1857年にオックスフォード大学詩学教授に就任し、1888年に他界するまで、本格的に広く文学と人文学・社会問題の批評活動に身を投じていた間、大西洋の対岸アメリカ大陸に起きていた歴史的な大事件、1861年から65年までの南北戦争に関心を抱かなかった筈はないであろう。この戦争はアーノルドの教授時代に経過した事件であって、当時彼が論評を意図するには余りに大きくて専門外の問題であったであろうが、晩年の1887年の初めに“General Grant”という形を成して彼の想いは正式に陽の目を見ることになった。

実はアーノルドの2回にわたるアメリカ訪問を契機に、アメリカでの友人たちは一再ならず、彼をU. S. 将軍グラントに同席する機会を作ってくれていたのである。1877年6月18日、スモーレイ (G. W. Smalley) に依ってロンドンでグラントの為に催された大きな朝食会に、アーノルドは客として加わっていた。またグラントは、1883年10月27日ニューヨークでカーネギー (Andrew Carnegie) が主催したアーノルドを賛える大きなパーティに、出席した人たちに混っていた。それはアーノルドのアメリカ講演旅行の始まりの頃で、10月30日、“Numbers” (民数記、旧訳) についての最初の講演に彼も出席していたのである。この話では、人の込んだ講堂で話し手の声が聞こえず、グラントは妻を振り向いて、「なあお前、イギリスのライオンを見にお金を払ってきたが、彼が吼えるのも聞こえない。家に帰った方が良さそうだな」⁽¹⁾ と言っていたという事である。— G. B. Pond, *Eccentricities of Genius* (New York, 1900), p.323. 翌日グラントが敬意を払ってきたことで、「想像してみたい。グラント将軍が *Tribune Office* を訪れて私の講演の主要点を良く報じていると言って感謝していた。せりふがとても重要だと感じたからだ。だがよく聞こえなかったらしい」と、アーノルドは11月の8日姉妹に手紙をしたためていた。そうしてグラントが書物か何かを通じて自分に関心を持ってくれた事を疑うべきでなかったと

述べていたという。— *Letters*, ed. Russell.

グラントは1886年の夏、合衆国へのアーノルド2回目の訪問前に亡くなっていた。しかし彼の手記“*Personal Memoirs*”は出版された本の部数と印税の大きさに、当時のアメリカでは大評判になっていた。イギリスではこれが殆ど注目されなかったことで、アーノルドはグラントをアメリカの有してきた最もしっかりした人物の一人であると考えていたことから、彼の甥エドワード (Edward A. Arnold) の依頼もあって、‘*Murray’s Magazine*’ に彼自身の論説として、その伝記を残すことになったのである。1886年10月21日アーノルドは姉に手紙を書き、「私はフランクリンを別にすれば、リンカーンよりも彼が好きだ。私はこんなに自立的で (selbst-ständig), これ程広く強い視野を持ち、また同様に堅固な性格である人をアメリカ人では殆ど誰も知らない」⁽²⁾ — (*Letters*, ed. Russell) と知らせていた。また11月27日にはニューヨークに居る娘ルーシーにもグラントに就いて書くことを報じている。

アーノルドのポケット日記に依れば、彼はこの『グラント将軍』[Part I], [Part II] それぞれに£31.10.0支払いを受け、先述のマレイズ・マガジンで出版されたのが、1888年1月と2月のことであった。この論説はアメリカ、ボストンでも“*General Grant: An Estimate*”として、同年66ページのパンフレットの形で刊行された。Cupples, Upham 版である。また同社 (現在 Cupples and Hurd) に依りアメリカに就いての他のエッセイと共に“*Civilisation in the United States*”一巻にまとめて、1888年アーノルドの死の直後に上梓されている。しかし実際にはアメリカ人はアーノルドのこのエッセイを喜ばなかったらしい。特にマーク・トウェインはアーノルドの論説を非難する演説を行い、それが本の形にもなった。彼はグラントの“*Memoirs*”を出版した会社への投資家であったのである。

なおグラント死後出版の2巻本“*Personal Memoirs of U. S. Grant*” (New York: Charles L. Webster & Company. 1885-1886) は、彼の息子によってもたらされた財政上の災難と彼自身の軽率な Ferdinand Ward とのパートナーシップに依る災厄 (投資の失敗) への回復策として、彼自身により綴られたものであった。第一版は32万5千部と言われ、グラント夫人に高額 of 印税をもたらしたと言われている。

また本論の“General Grant”には、いつもの通りテキストとしてミシガン大学アン・アーバー版によるアーノルド散文全集XI “*The Last Word*”を使用し、一旦軽く翻訳してから論文としての扱いを進めて行くことにした。後半の3, 4節ではこれに関連させて、アメリカ文明の形成について論述して行きたい。

※ ※

[Part I]

グラント将軍の“*Personal Memoirs*”が本国アメリカで画期的な販売実数を記録したのに、イギリスでは300部も売れなかったという事を聞いた。この原因についてアーノルドは、当書はグラントが参加している限りの南北戦争軍事史で、他国民にとってはこれは合衆国自体の歴史とし

ての興味を持ち合わせない。イギリス人には南北戦争の英雄はグラントではなく南軍のリー (Lee) 将軍であったと考えられており、「地上最も偉大な国民」を自負するアメリカに対する無理解と不信が根底に潜んでいる。またグラントが財政投機家の手に落ち、その困惑と悲しみが一般の同情を刺激したが、「逆境と闘う善良な男」としては受け入れられず、イギリスでは冷たく無関心のまま遇されてきたことに依ると冒頭で所見を述べている。

アーノルドは英国を訪れたグラント将軍に会ったことがあり、その時の印象はむしろ普通の見かけをし、眼の穏やかさと表情に優しさをたたえた平凡で物静かな人物ということであった。せいぜいアーノルドは彼を、強く果断で事務的、(北部の) 人員と財力の豊かさで南部の力を削ぎ落とし、尽きさせた人物としか考えていなかった。所でアメリカの新聞に寄稿されたバドー (Badeau) 将軍の記事が、グラントの有徳さと権威に屈しない確固とした威厳を表わしているのを知り、彼の著した“*Personal Memoirs*”二巻を通読してみた。それは明らかにグラントに対して抱いていた先入観が公正でない事を教え、アーノルドはイギリスの大衆により真実のグラント像を提供する気になったというのが、この論説を世に出す理由となったと述べている。

グラントに就いては強壯で果断、事務的だという印象を前に述べたが、平凡さの中であって、何らの魔術的個性も有しない。

But at the same time I found a man of sterling good-sense as well as of the firmest resolution; a man, withal, humane, simple, modest; from all restless self-consciousness and desire for display perfectly free; never boastful where he himself was concerned, —. I found a language straightforward, nervous, firm, possessing in general the high merit of saying clearly in the fewest possible words what had to be said, and saying it, frequently, with shrewd and unexpected turns of expression.⁽³⁾

「だが同時に私はこの上なく確固とした果断と共に、真正の善の感覚の人であることを発見した。その上人間的で、飾り気なく丁重なのである。すべての間断ない自意識と見せかけの欲望からは全く解き放たれて、彼自らが関係した所で決して誇ることはなく、—。私は言わねばならない事を短刀直入に、気を使い、断固として、一般に出来るだけ少い言葉ではっきりと物を言う高度な美点を有するという言葉使いを見つけた。またそうやってしばしば、賢く予期しない調子の表現があるのだ。」

要約すればアーノルドは、グラントの功績と素質の原点をこのように観察していたと言ってよいであろう。

グラント将軍 (General, Ulysses Simpson Grant, 1822-1885) はオハイオ州 Point Pleasant に22年4月27日生まれた。ユリシーズの父はなめし革工の商売に従事し、本と新聞の熱心な読者でしばしば投稿者となり、有能な議論家でもあった。当時田舎での学校は貧しく、17歳の時ユリシーズは West Point の軍学校 (Military Academy) に行って教育を受けることになった。

次にグラント自身の“*Personal Memoirs*”からの幾つもの引用文と、アーノルドに依るグラントに就いての評伝が長く繰り返り折り込まれ、これがまず対メキシコ戦争の経緯まで綴られて行く。その途次重要な表現は原文のままに記述することにしたい。

グラントは少年の頃、学校へは規則的に律義に出席した。父は皮革製造業の傍ら土地を所有していたので、ユリシーズ少年は耕作に従事し、木材などの運搬に精を出していた。なかでも彼は馬が好きであった。当時遊びと言えば釣り、乗馬、氷上スケートなどで、貧しくても健康な育ちをしていた。ユリシーズは近隣のラルストン氏の馬をととても気に入り、買ってもらえるよう父に頼んだが25ドルを請求された。父は息子に交渉するように命じ、とにかく全額に至らぬ値段で入手させた。アーノルドはこの件で、グラント少年は冷静着実に物を見、明確に対処する良い経験を学んだと語っている。8歳の頃のことである。十歳代の中ば過ぎ、彼はオハイオの上院議員から指名され、余り気は進まなかったがウェストポイントの軍学校の試験を受け、結局これに合格して1843年の9月、セントルイスにある第4合衆国歩兵連隊に配属になった。ここでデント嬢(Miss Dent)と知り合う。軍隊への意欲はむしろ乏しかったが、この時メキシコ戦争を迎えていた。グラントはメキシコへの示威のためルイジアナへ派遣された軍隊に加入していた。しかしここでの滞留は快適で、患っていた結核から健康を回復した程だった。だが彼はこのメキシコ戦争を、強者が弱者に対して挑み仕掛けた、不正な戦さだと見ていたのである。アーノルドはこれを、だらだらして無関心で過ごす間にも、独立心と健全な判断を育てていたと評している。結局テキサスは併合され、それ以上に、オーストリア帝国より広い領土がテイラー(Taylor)将軍の下でアメリカ軍に占領されることになった。

“We were sent to provoke war, but it was essential that Mexico should commence it. I was very doubtful whether Congress would declare war, but if Mexico should attack our troops, the Executive could announce: ‘Whereas war exists by the acts of, etc.,’ and prosecute the contest with vigour. Once initiated, there were few public men who would have the courage to oppose it.”⁽⁴⁾

『我れわれは戦争を挑発するために送られたのだが、メキシコが戦いを開始するのが肝心だった。議会が戦争宣言するかどうかは極めて疑わしい。しかしもしメキシコが我れわれの軍隊を攻撃するようなことがあれば、行政府は「これが故に――の行為によって戦争は存在する」、などと宣伝することができる。そして精力的にこの競争を遂行するのだ。一旦始まれば、これに反対する勇気のある公的人間など殆ど居らない。』

リオ・グランデの砦に立て籠ったアメリカ軍に怒り、メキシコ軍が射撃を始めて戦争となる(1846年3月)。47年9月にはアメリカ陸軍はメキシコ市に入城した。条約が結ばれニューメキシコとカリフォルニア上部はアメリカに割譲、それに1,500万ドルの金額をアメリカは支払った。上記の引用に示される発言から、アーノルドはグラントがメキシコ戦争の大義とその結果に関して、非常に賢明さと正義の感覚を表明したものとして評価している。

時が経過するにつれ、北部は経済力と人口で益ます巨大化して行く傾向にあった。南部ではこ

れに釣り合いを取って国家と政権への支配を維持するため、より一そうの領地の拡大を必要とした。綿花栽培を中心とする農場経営に欠かせない奴隷制度がその原因の核心を成していたのである。

With great energy and ability, it obtained this control; it acquired Texas and other large regions for slavery; —⁽⁵⁾

「多大なエネルギーと能力を以て、南部はこの支配を手にした。それは奴隷制のためにテキサスと他の広大な地域を獲得したのだ。」

これに対して北部のいら立ちは益ます強くなった。「南部の謀反」はグラントが言うには、主としてメキシコ戦争からの当然の成り行きであった。（“The Southern rebellion,” says Grant, “was largely the outgrowth of the Mexican war.”）⁽⁶⁾ この時グラントは若い少尉であったが、特徴ある丁寧さで記述されている。1848年彼は4年越しの婚約を経て Julia Dent と結婚した。それからカリフォルニア、オレゴンと西部に赴任したが、大尉となっても2人の子供を養うには不十分で、彼は陸軍を去った。それでセントルイスで不動産屋をいところと一緒に営んだり、父の皮革店系の事務に携わったりしていた。

時節はメキシコ戦争によるテキサスの併合で、奴隷制維持派と反対派の衝突は不可避となってきた。1856年、これが大統領選挙に大きく顕在化してきたのである。しかし北部の人たちは奴隷制を嫌っていたが、始めは何らかの妥協があるべきだと考える者が多かった。何らか双方満足のいくやり方が見出せるものと期待していたのである。またイギリスが北部に同調的でない事に北部人には不満があった。これには一つにアメリカ人は、合衆国が地球上最も偉大な国家だと公言する感覚への反発もあったのであろうという。

1860年リンカーンは大統領に当選した。当時南部の離脱はさし迫っていた。61年3月、彼が職務に着くためにワシントン入りするにも安全が保証されず、密かに旅せざるを得なかった。3月4日に Union（連邦）を維持すべく職務の誓約をした時には、11州が離脱していたのだった。間もなくチャールストン港に在るサムタ砦（Fort Sumter）が砲撃を受け、占領されてしまった。大統領は直ちに75,000の兵士募集の要求を発令、グラントの居るガレナ（Galena）の裁判所にも沢山の義勇兵が集まってきた。グラントは軍人の経歴から統括役を命じられ、歩兵中隊を作る要請を州知事から受ける。ウェストポイント4年、正式の軍隊在籍15年の経験に達していたからである。シンシナチに所在中、第2の軍隊召集30万人の令が発せられ、イリノイス州知事から新しい功労を認められてグラントは、州第21歩兵連隊大佐に任命された。それまでには、ミズーリの鉄道要衝で「反乱軍」に包囲されたこともあった。

著者アーノルドは、グラントはリー将軍（General Lee）の情念や威厳は持ち合わせなかったが、ウェリントン公（the Duke of Wellington）に比すべく尊敬すべき性質を備えていたと評している。

Wholly free from show, parade, and pomposity; sensible and sagacious; scanning closely the situation, seeing things as they actually were, then making up his mind as to the right thing to be done under the circumstances, and doing it; never flurried, never vacillating, but also not stubborn, able to reconsider and change his plans, a man of resource; when, however, he had really fixed on the best course to take, the right nail to drive, resolutely and tenaciously persevering, driving the nail hard home — Grant was all this —⁽⁷⁾

「見せかけ、誇示、もったいぶりに全く拘泥せず、感受性豊かで機敏、状況を密に操り、物事を実際ある通りに見、それから当環境の下で成されるべき正しい事に関し決定を下して実施すること、決してうろたえずためらわず、しかしまた頑固でなく、計画を再考慮し変更もできる、機知のある男である。けれども取るべき最善の道に事実確定すれば、打つべき正しい釘を、果断に執拗、忍耐強く、中心に強くその釘を打つ — グラントはこうしたもののすべてであった —」

ただ彼はヨーロッパから注目されていた東部方面ではなく、西部から分裂戦争での経歴を重ねていった。

グラントは Salt River に野営していたハリス (Thomas Harris) 大佐麾下の反乱軍に向かって進撃、当地に着いてみるとハリス軍は既に撤退していた。この時彼は、大出血が予想される激戦で敵を恐れる気持ちは、敵も味方も同じだと悟った。間もなく大統領令の依頼でイリノイス議会から準将選定が行なわれ、7人の候補者のうちグラントが全会一致で決定され、地方司令官に指名された。彼は Cairo を指令基地と定めて Paducah を占領、2万の兵士を統率していた。次に馬術射撃を実施しながらミシシッピ西岸の Belmont で勝利を収め、同盟 (反乱) 軍の重要拠点 Fort Henry と Fort Donelson を窺う所に達した。そこでハレック (Halleck) 將軍のもとに作戦注進に行ったが拒絶に会った。グラントは本拠地カイロに戻り、砲艦統卒の士官に相談、その応援を得て62年2月6日にフォートヘンリーを奪取、引き続いてダンルスンの明け渡しを導いた。この時彼は義勇軍少将に昇進、当地からチャタヌーガ、コリント、メンフィス、ビックスバーグ進出への道を拓いたのである。

次の攻撃目標はミシシッピの谷に位置する鉄道交叉点コリント (Corinth) であった。グラントは Shiloh の激戦には勝ったが、北軍側で1万名を超える戦死・負傷者が出たことからハレック將軍の軍が来て、全くグラントを無視した。以前グラントの進言を聞き入れなかったように、ハレックはグラントが好きではなかったのである。それでも同盟軍はコリントを撤退した。北軍の海軍はメンフィスからニュー・オーリンズ、ベイトン・ルージュを陥れた。次にリッチモンドとの交信を司る要衝ビックスバーグ (Vicksburg) から、同盟軍を追い出すことが最重要事となった。此处での成功がグラントに新しい人生の章を開くことになる。

※ ※

メキシコ戦争と南北戦争とが密接に関連していた状況がよく判る。強者が弱者に対して戦争を挑発するということは、20世紀にも日本を含めて多くの実例があるが、アメリカも決して例外で

はない。アーノルドがメキシコ戦争に批判的だったグラントを賞揚している記事を見て、ミシシッピ流域を小説の題材としていたマーク・トウェインが非難の演説をしたというが、そのようなアーノルドの筆致に反発を感じたものかと想像もつく。尚「これに反対する勇気のある公的人間など殆ど存在しない」という一節があるが、正義のない、或いは無謀な戦争や作戦だと判っていても、勇ましい発言や大勢に逆らってこれを押し止めるという事は、確かに並み大抵の勇気で出来るものではないだろう。しかしそれが出来ないために、関りない人びとに膨大な犠牲を強いてきたのは歴史の示す通りである。⁽⁸⁾

今回、伝記作品を検討することで内容を分解してしまっでは、時間的経過も判らず意義も喪失してしまうと思われたので、アーノルドの論のエッセンスを取り上げて要約し、上述のような研究の形式を採った。

2

本節で“General Grant”の第二部、彼の活動の主要部が述べられることになるが、詳細を尽くせば際限がなくなるので、枝葉は成るべくはし祈ることにしたい。

[Part II]

1862年の秋、戦争の2年目、全般的には南部同盟国軍は戦闘を有利に展開し、Union（連邦）を維持して行けるのかどうか北部は絶望的な状態にあった。しかしワシントンの行政局の不安に拘らず、リンカーン大統領は、北部の大義の最終的勝利への確信を失うことはなかった。62年の選挙は戦争遂行に反対を表わし、義勇兵募集は差し止められ、分遣隊は抵抗を受け、脱走兵の心配まで出ていた。ここでグラントは大きな成功を収めて北部の精神を回復するには、決定的勝利に向かって前進する以外に道のないことを確信した。彼はシロー（Shiloh）とコリントを手に入れた後、殆ど達成できたものは何もなかった。上官の Walleck 将軍は彼を粗末に扱い、彼を嫌ったハレグ将軍は北部軍総司令官に任命されて、総司令部をワシントンに構えていた。グラントはテネシーに在り、コリントの戦闘で敵に大損害を与えて防衛に成功した。この時彼は南軍最大の軍事拠点ビックスバーグ（Vicksburg）に向かって、前進の決意を固めたのである。

ビックスバーグはメンフィスの下、ミシシッピ川にのぞむ高地に位置し、川の自由航行を保証する重要拠点である。グラントは此处を占拠すれば自由で有利な作戦が展開できると判断、以前の教訓を生かして、自軍の補給基地から離れていたに拘らず、1月30日湿潤の冬の日メンフィスを去って、ルイジアナの Young Point で指揮を取っていた。兵たちはマラリア熱などの病に襲われながら、プロビデンス湖に進出した。四つのルートの内、彼の企図は夜営しつつ半島を抜け、橋を架してミシシッピを渡河、南と東からビックスバーグを攻撃する狙いであった。これに Porter 提督の海軍が Grand Gulf の敵砲台を通り抜け、グラント軍に合流した。敵はビックスバーグ周辺の重要拠点グランドガルフ、Haines Bluff, Jackson に6万の軍を配していたのである。5



ユリシーズ・S・グラント

(「歴代アメリカ大統領総覧」高崎通浩，中公新書より)

月3日グラント軍がガルフを占領，これにシャーマン軍が友軍に加わった。グラントはグランドガルフを新基地とし，従来の補給地を見捨てる大胆な計画に対して，ワシントンのハレグ將軍からの干渉を受ける以前に，計画の達成を意図した。ジャクソンは鉄道拠点でジョンソン將軍揮下の強い同盟国軍が守備を固め，重要な敵の補給基地となっていた。グラントはこれを制圧し，ペンバートンを締め上げ，ジョンソン將軍は7月4日，独立記念日に遂にビックスバーグを明け渡した。これに依り，ミシシッピー川はセントルイスから海に至るまで航路が開かれることになった。

北部では同日 Gettysburg で勝利し，リンカーンと閣僚たちは心配の重荷を下した。これで北軍は元気付き，戦争の行方に大きな希望を抱いたのである。中でも偉大で決定的な出来事は，グラントに依るビックスバーグ落城がもたらしたものであった。アーノルドはこの勝利を，グラントの確固とした公共の善への執念，また彼の人間的穩健さの賜物だと批評している。

グラント自身が関与したリスクに就いて

(1) Young's Point で指揮を引受けた時，前指揮官で先輩の McIlernand 將軍から抗議というより懲戒以上の仕打ちを受けたが，奉仕の善のために大目にみた。しかし同將軍の気まぐれが良き感情や軍の統一に有害な場合は，機敏で断固とした態度で対応した。

(2) 特にマクラーナンド將軍が作戦の機密を新聞に発表公開させた折，グラントは13軍団の指揮から彼を交替させた。新聞にグラントは指揮官として不適切だと書き立てられたが，自分は能力の最善を尽くして義務を果たすだけだと信じて行動したこと。

(3) 占領地での住民に対する作法の布告を徹底させるよう心掛けた。

(4) シャーマン將軍と共に，南軍の軍用テント縫製工場見学の折に見た女子工員たちの勤勉と律義さに会う。製品を従業員たちに持ち帰らせたことで，グラントが大統領になってから経営



合衆国南東部

者に支払いの請求を受けたこと。

グラントは、与えられた責任ある地位で、最善を尽くすというのが自分の迷信だと述べている。

“Every one has his superstitions. One of mine is that in positions of great responsibilities every one should do his duty to the best of his ability, where assigned by competent authority, without application or the use of influence to change his position.”⁽⁹⁾

信念 ‘believes’ と言わず迷信 (superstitions) という言葉を使っている所に興味が持たれるであろう。その責任は合法の当局に依って賦与され、自分の地位に拘泥しないことという意味も含まれていると言える。これはグラントの自己認識でもあった。

部下の Hillyer 騎兵隊長が「ミシシッピー軍管区」指揮官に任じられ、63年11月にチャタヌー

が、ノックスビルで激戦の末勝利を収めた。リンカーンはグラントに最大限の感謝の意をしたため、書簡を送付してよこした。真冬の寒い静かな日々グラントはテネシーとケンタッキーに遠出し、毎夕広場で群衆の歓迎を受けた。

64年初に彼は中將の階級に列せられ、3月にはワシントンでリンカーンや閣僚たちと会見、本心は西部に戻るつもりで居たが、今や最大の争いはポトマック軍⁽¹⁰⁾とリーの本隊との間にあった。リンカーンはこの重要局面を乗り切るにはグラントしかいないと考え、国防省(The War Department)の命令で彼を全陸軍最高司令官の地位につけた。ミシシッピー軍管区はシャーマン将軍に受け継がせたのである。Mead 将軍はポトマック軍の司令官として前の夏にゲティスバーグの重要な戦闘で勝利していたが、彼は配下にシャーマンを置けるように希望していた。グラントは以前からのシャーマンとの仲もあって願いは受理されなかったが、グラント自身の司令部をミードの司令部の近在に設置し、ミードにポトマック軍への関与の使宜を計った。西部での目的はシャーマンによるアトランタの占領、ジョージア全体の一掃であった。東部では、リンカーンは本来干渉を好まなかったが、議会からの圧力もあって、グラントに向かって作戦の進展を強く促していた。

リンカーンとの会見での見通しは、リー将軍が敗れてその軍を捕えられれば、リッチモンドの陥落は必然的についてくる。リッチモンドを陥れてもリー軍が無傷ならば、戦争の終結はない。3年間戦争は荒れ狂っても、両軍とも決定的消耗はなく、これ以上長期化すれば北部は厭戦気分が広がって、南北分離に成功するだろう。そこでグラントは1864年5月初、ポトマック軍団を以てラピダン(Rapidan)川を渡り、Wildernessの戦闘を開始した。このウィルダネスはリッチモンドの北、河と沼地の森林地帯で、防衛戦には最適だった。グラントは砲兵隊を活用して着実に前進、成功裡に戦いを進めたが、北軍だけで11万6,000名のうち、39,000の兵士が失われた。それでもリッチモンドを正面攻撃すれば、より多くの損害は避けられなかった。リッチモンド南方のPetersburgを包囲、冬が過ぎて終末は近かった。ジョージア、サヴァンナを手中に収め、他方でシャーマン軍はカロライナを一掃、グラントに合流しようとしていた。Sheridan 将軍はシェナンドア・バレーを制し、同盟軍の補給を絶った。遂にグラントは最後の作戦を開始、まず外郭陣地を制圧、西南からの鉄道補給路を抑え、4月3日漸くピータースバーグは落城した。リー将軍は自分の政府にもはや持ちこたえられない旨を知らせ、同盟国大統領は至急報を教会内で受け取って、当日午後にリッチモンドは放棄された。軍隊は崩壊し、リーはグラントに書簡を送って降服の面会を求めた。同日午後にアポマトックス裁判所(Appomattox Court House)で、有名な会見が実現したのである。

“～; but my own feelings, which had been quite jubilant on the receipt of his letter, were sad and depressed. I felt like anything rather than rejoicing at the downfall of a foe who had fought so long and valiantly, and had suffered so much for a cause, though that cause was, I believe, one of the worst for which a people ever fought.”⁽¹¹⁾

『～；しかし私自身の感情は彼の手紙を受け取って全く歓喜していたのだが、悲しく、塞ぎ込んでしまった。あれ程長く勇敢に戦い、またその大義にあれだけ悩んでいた敵の降服を喜ぶというより、何か違うものを感じていた。その大義というのは、人びとがその為に戦った最悪なものの一つだと、私は信じているのであるが。』

これはグラント自身に依る ‘Memoirs’ からの直接の引用である。「大義」というのは奴隷制擁護を前提とした南部同盟の主義をいっているのは疑いないが、この文章にはグラント自身の人間性について、読者に深い共感を覚えさせるものがある。

リー将軍は新しい軍服に値打ちある剣を携帯し、グラントはラフな旅行着のままで奇妙な対照を成していた。二人は昔の軍隊時代の話に花が咲き、リーはグラントをよく記憶していた。グラントは降服の条件を極めて寛大に扱い、文書を作製した他は所持品を許し、兵士の今後の農耕生活に充分配慮したものとなった。4時半、戦務長官 (the Secretary of War) に戦勝の電報を打った。戦争は終わった。ジョンソンはシャーマンに降った。リンカーン大統領は一旦リッチモンドを訪れ、ワシントンに帰ってグラントを観劇に招待した。4月14日グラントは子供たちに会う予定で丁重にこれを固辞した。フィラデルフィアに到着した時、大統領がシワード氏 (Mr. Seward) と共に暗殺されたことを知り、急拠ワシントンに戻って、喜びが大きな悲嘆に変わってしまったのを知る。その後、次の大統領 Johnson の面前で、ミードとシャーマンの軍団に依る五月の観兵式の描写で以て、グラントの “Memoirs” は終わっている。

この “General Grant” 最後部には程ほどの分量で似て、アーノルド自身の所見が述べられている。これを極めて大まかに取りまとめておこう。

(1) ヤンキー兵士の持つ利点は多芸多才と独創性に富み、機敏で強い意志を持つことだ。船乗りから鉄道技術者まで、数多くの専門職能を持つ人びとが応募参加してきて、それぞれに重要な任務を果たしてくれた。これに応わしいリーダーはグラントである。賢明で冷静、確固として大胆、堅忍不拔の精神で幸運を呼び込む資質である。それに彼とシャーマンの軍隊はよく鍛錬が行きとどいていた。アメリカの兵隊はヨーロッパの兵士と違い、自分たちが何の為に戦うのかをよく知っている。

(2) ヨーロッパでは南北戦争を、単なる市民軍の争いだと見做している傾向がある。イギリスの南北戦争への冷い態度は一政党指導者たちの敵意に依るもので、本来アメリカとイギリスは自然的同盟国であるとする。

(3) ヨーロッパ列強の侵略に備え、広大な沿岸防衛のために海軍力の整備強化を提案する。

(4) グラントが投資者たちに引き込まれ、個人的に大きな被害を受けたのは誠に痛いたしく残念である。原因となった息子に対する父の立場と心情に関して、我が身に引き比べてみて考慮する世人の態度が必要であらう。

(5) 結び：グラントの ‘Memoirs’ は興味ある物事の砧脈である。その後この本はイギリスで

も再版されたことを知った。戦争に参加した将軍たちの性格・肖像の画廊のようなものだが、何よりもグラント自身を描いている。近來「アメリカ文学入門」というものが宣伝されているが、これは本来、偉大な英文学に貢献するものであって、その独立した文学の成立には疑問が寄せられる。それと同じように――

Instead of Primers of American Literature, let them bring forth more Maxims of Poor Richard; instead of assurances that they are “the greatest nation upon earth,” let them give us more Lees, Lincolns, Shermans, and Grants.⁽¹²⁾

「アメリカ文学入門という代わりにプアー・リチャードの金言を少しでも多く思い出そう。自分たちが『地球上で最も偉大な国民』だと自認する代わりに、より多くのリー、リンカーン、シャーマンとそれにグラントを世に出して欲しい。」

ここで言っている気持ちは、まずアメリカが一人前になるには、それに応わしい秀でた人材を多く出せ、ということであろうか。

このアーノルドの『グラント将軍』が発表されて既に百二十年、アメリカは現在世界唯一の超大国となり、アーノルドの時代とは全く変わってしまった。アメリカはその海軍力は勿論、世界最強の軍事大国となり、世界各地の枢要拠点に軍を駐留させている程となった。ほかに文化の点から、国際的評価の一つの目安としてノーベル賞受賞者を挙げても、その数300人に達そうとし、続く英・仏・独各国の3～5倍以上となっている。現在その経済力の大きさについては論を待たない。今後長期的に見れば、アメリカ文明は西欧文明とも序じょに異質化して行くという予見を筆者は持つものであるが、奴隷制度を廃止して且つ国の統一を護持し、たとえ形式的にせよ自由・平等の大原則を堅持して、第一次、第二次大戦も及ばぬアメリカ史上最大の犠牲を払って経過した南北戦争の意義は、人類史にとっても、画期的革命の成果をもたらしたものだと言えるであろう。

最後に、このグラントの“*Memoirs*”を書き換えてアーノルドが著したこの“General Grant”は、元もとイギリスの大衆にグラントを紹介する目的で書かれた作品であるが、“*The Critic*”と“*North American Review*”の両誌によって攻撃的批判を受けた。⁽¹³⁾しかしその内容については省略しておきたい。またパーク・ホーナン教授の“*Matthew Arnold, A Life*”には、1883年10月27日にニューヨーク、ウィンザー・ホテルの客間で、カーネギーに依って主催されたアーノルドへの歓迎パーティーの様子が記載されている。そこにはグラントとグラント夫人、ホステス役を演じたカーネギー夫人、Theodore Dwight, George W. Cableやその他の有名人が出席し、飾られたアーノルドの著作と咲き薫る花輪、それに大勢の招待客たちで賑っていたという。⁽¹⁴⁾

3

前論「マシュー・アーノルドの『合衆国文明論』」では、アーノルドの眼を通して見た南北戦

争以後のアメリカ文明現象、実際にはアメリカの社会文化現象の顕著な一側面が検討されていたに過ぎない。アーノルド自身、当初から文明論と名付けていたものではなかった。今回の「グラント」論と、引き続き研究を進める予定の2つの「アメリカ論」、それに「エマーソン」論を考察しても真にアメリカ文明論というには、本質的に大きな不備があつて、これだけでは文明という言葉に価する論究になるとは思えない。本来、アメリカの文明は西欧文明に属するものではあるが、これを明確にアメリカだけに限って言うと西欧諸国、中でもその元となったイギリスとの比較なしには考えられるものではない。所でイギリスと違う最も基本的な要件は、民族や風土気候の自然環境の条件は別として、両者の統治形態に於ける大きな差異とその歴史的な経過の他にはあり得ない。政治は国家・社会の基盤を構成する不可欠の要件であり、又その文化・文明現象をも大きく左右するものだからである。そのように見てこれをアメリカ合衆国に捕えれば、言うまでもなく統治を規定し反映するものとして、大きく注目しなければならないのが合衆国憲法の存在である。イギリスの統治が成文法に依らない慣習法に基く法体系⁽¹⁵⁾を持つのと違い、アメリカの歴史は憲法問題と共に発展してきたのである。これは丁度、或アメリカ史書に符合する表現を見出せるので、次に掲げておくことにしよう。

「固有の民族をもたないアメリカは自然な民族感情に頼らず極めて人工的に国家を形成しなければならなかった。アメリカに具体的に国家統一を与えている基本的文書は合衆国憲法である。それゆえアメリカ人は合衆国憲法を国民の聖典として神聖視する憲法崇拜を発達させたのである。」⁽¹⁶⁾

以上の事柄からアメリカの文明を考察するについて、アメリカの歴史と憲法問題を主軸として展開し、今後この文明の検討を継続しようと思う。但しこれもアーノルド研究の一環としての性格上、最も簡潔な形に留めたい。

さて前論第3節では、アメリカ植民地の形成と独立、1787年フィラデルフィアでの憲法制定会議の開催、88年6月の各州に依る「合衆国憲法」の批准と発効、それに91年11月での「権利章典」の成立と発効について述べた。そのようにして1800年、第1代大統領にジョージ・ワシントンが選出され、ワシントン特別区と称してここに行政府が成立したのであった。また、これら一連の記述の後に語られたことは、アメリカに就いての一般論、或いはイントロダクションと言うべき内容である。そこで本節では、これに引き続く歴史的事実を、当憲法との関連に於て考察して行きたい。今後、論議の展開に使用する資料は『アメリカ史概論』（有賀貞、東大出版）と『憲法で読むアメリカ史』（上下巻）の3部を骨子とし、他に数年かけて通読・精読を重ねてきた政治哲学から比較政治学・国際政治学関係、一般アメリカ論、文明論など十余点の著作、それと今後の読書・研究を参考に、後に続くアーノルドの「自由論」、「平等論」などとも関連を計りながら考量を重ね、行くゆくはアメリカ文明だけでなく、人類国際社会の未来についても、私的には思いをめぐらせてみたいと考える。

※ ※

先ず最初に注目しておきたいのは、「アメリカ合衆国憲法」の条文である。(訳文省略)

The Constitution of the United States of America

We the people of the United States, in order to form a more perfect union, establish justice, insure domestic tranquility, provide for the common defence, promote the general welfare, and secure the blessings of liberty to ourselves and our posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America.⁽¹⁷⁾

この前文を読んで感じられることは、どこの先進国の前文ともさ程変わらない理想的理念を掲げているものだという思いである。アメリカの国情を反映している他は、日本人の我れわれには、防衛力の整備と自由の恵沢をこの短い文言に強調されているのが目立つ。しかし何より既にこの時代、220年も前に特質的で顕著なのが、明確な三権分立の規定である。

ARTICLE I, Section 1.

All legislative powers herein granted shall be vested in a Congress of the United States, which shall consist of a Senate and House of Representatives.

立法府は一応、日本とも同じく二院制である。

ARTICLE II, Section 1.

The executive power shall be vested in a President of the United States of America. He shall hold his office during the term of four years, and, together with the Vice President, chosen for the same term, be elected, as follows:

言うまでもなく行政府の長は大統領である。任期は4年制で1度のみ再選可能。直接選挙だが、歴史を反映して独特の選挙の仕組みを持ち、副大統領を置く。

ARTICLE III, Section 1.

The judicial power of the United States, shall be vested in one Supreme Court, and such inferior courts as the Congress may from time to time ordain and establish, The judges, both of the supreme and inferior courts, shall hold their offices during good behaviour, and shall, at stated times, receive for their services, a compensation, which shall not be diminished during their continuance in office.

司法権は議会が定め樹立する最高裁と下級裁で組織され、裁判官たちの身分の保証と処遇の安全が規定されている。

立法・行政・司法の三権が第一条から第三条まで、それぞれが独立した条立てによって明確に分立していることを示していると言える。現在、「三権分立」⁽¹⁸⁾ (仏, *séparation des pouvoirs*) は近代国家の常識となっているが、この理念を憲法に明文化したのは、この時代では誠に先進的なものであったのである。これはその後のアメリカの歴史に重大な決定力を及ぼし、今日のアメリカの大発展とその活力ある国民性にさえも、強力な影響を及ぼしてきたことには疑いを入れな

い。またそれは民主主義の根本原理を当時最大限に法制化したものであり、立法権と行政権の峻別をしない議員内閣制のあいまいさなどを残さなかったことに特質を見出すことができる。

※ ※

歴史が大きく変動する時には、憲法も法律も無視されたり廃棄されたりすることがある。アメリカ史の上でも憲法が無視された事は何回かある。しかしアメリカの憲法史は、アメリカ社会の中で社会自体を支える支柱として存在してきた事実には疑いようもない。イギリスからの独立、共和国の誕生、憲法の制定に至る一連の経過は、世界史的見地から見ても一つの大きな革命的事件だったのである。そこで次に文化文明史の観点から、もう一度この憲法制定を中心として、アメリカ社会の背景と人民の行蹟、及び人心（人間性）の動きに就いて取り扱い、考察を深めてみたい。

（1）社会的背景

18世紀、北アメリカの植民地はその発展に伴って、英本国との貿易量は大幅に増加した。イギリス本国では当時植民地を、母国の利益に沿うように統制下に置かなければならないという考えが支配的だったのである。一方アメリカでは、1765年にイギリスで成立した印紙法は自らの代表に依る同意なしには課税されない権利への公然たる侵害と考えられ、これに対する激しい抵抗が繰り返された。その後イギリス支配層は印紙法撤回をよぎなくされても、関税という形で新税を課す体制を強化し、各植民地総督は反税闘争を阻止するために、英政策の下での代議会を解散する挙に出た。これが却って植民地会議の出現を促進する結果となった。この植民地会議は既存の統治機構を無力化して、事実上の政府として機能するようになる。このような革命的権力の形成は殆ど無血の革命として実現した。革命派は革命戦争に従事する一方で、各州で憲法制定に取り組み、その政治体制の基本原則を人民の契約に置いて憲法としたのである。憲法を変更できるのは人民だけであり、その改訂は通常の立法手続きに依ってではなく、人民の特別な意志表示によってのみ行なわれるという考え——これがやがてアメリカ人の憲法観となる。その上イギリスから独立する以上、共和政を採用することが唯一の現実的選択肢であった。当時の革命的指導者の一人であったジェイムズ・ウィルソン（James Wilson）は、人民を代表し且つ統治する権力を異った機関に分割委託して均衡を保つことが、権力乱用を防ぐために是非必要であると主張していた。⁽¹⁹⁾ 広大な領土を支配する単一政府は専制的になり易く、モンテスキューの見解を生かし君主制・専制の出現を避けるために、連邦制をとらねばならないという考えを連合会議にとらせていたのである。

（2）憲法制定会議

1777年の大陸会議で採択された「連合規約」では主権・自由・独立を有する州の永続的結合を規定していたが、課税権・通商規制権を持たず、独立した行政機関がないために官吏の任命権も有さず、会議の権限は極めて限定されたものであった。それでアメリカ憲法第2条の規定する独立した行政府の長として、こうした欠陥を踏まえて大統領の職の誕生が要請されたのである。

1787年、約50人の各州代表によるフィラデルフィア会議（憲法制定会議）は5月25日に始まり、9月17日まで続いた4ヶ月の間、将来の国の形をめぐって真剣な討議がなされた。この会議に参加した諸州の代表は「連合規約」を改正するという方式をとらず、新しい合衆国憲法を作成して立法・行政・司法の三部門から成る合衆国政府を創ることを決めた。そうしてこの憲法がアメリカを共和国の連邦から、連邦的性格を有する共和国に変えることになった。こうして新しい中央政府を創設することに就いて草案は何度も書き換えられ、各州の利害の対立を超えて意見の統一が計られたのである。

まず行政について、その執行権を与えることに異論はなかった。これで独立した行政府、即ち大統領職が誕生したのである。大統領の選出に対する意見は連邦議会がこれに当たるというものと、国民が選挙で選ぶというものの2つに分かれた。これに関して、①議会が選べば大統領の独立性が失われるという懸念、②国民の直接選挙は衆愚政治に陥るという心配、③州の意見を反映させるべきだという3つの考えが提起され、これが勘案されて現行の選挙人制度が採用されたのであった。

立法府議会は、妥協の結果下院は人口比で、上院は各州2名の議員定数とされ、このまま現在に至っている。しかし実際にはその後多数の移民が流入し、北部の人口が増大して南部は優勢を得られなくなる。連邦議会の下院では北部と南部の力のバランス問題が憲政上の一大争点となり、やがてはこれと奴隷制度が絡んで南北戦争を迎えることになる。この件については、グラント將軍の“Memoirs”にも記述してある通りである。

司法権について。連邦憲法と連邦法、条約は国の最高法規であって州憲法、州法に優越し、州裁判所の判事を拘束する規定も設けられた（憲法第六条）。但し中央政府への権力集中には州権論者から強い反対がなされ、州法を無効とする扱い及び判断は議会にでなく、連邦最高裁判所担当とすることになった。連邦政府と州政府が独自に有する権限の範囲については、憲法制定後も長く議論が続いている。

総じて、「憲法制定者たちは民衆の政治的見識だけに不信を抱いていたわけではなく、為政者に選ばれる者を含めた人間一般の人間性について健全な不信感を抱いていた」⁽²⁰⁾ と言う。これはまさに、当事者たちの賢明さと、人間存在そのものに関する公正で、偽りのない洞察を聡明に持ち合わせていたことを証す評言ということが出来るであろう。それ故制定者たちは権力乱用の予防の必要を重視し、抑制均衡装置に恣意的権力の発生を予防する機能を期待して、これを政府機構に組み込ませたのであった。以上のようにして憲法制定会議は幾多の紆余曲折を経て修正を重ね、やっと形を成してきたものであった。しかし憲法発効後、人民の基本的権利を列挙した権利章典が欠けていることが問題となり、その不安を解消するため修正条項としてこれを付加して現在の形の元が出来た。しかしこの制憲会議の最後にフランクリンが立ち上がり、多数決に依ってより良い連邦を作る期待が述べられて、この合衆国憲法の草案が完成したと言われている。次には9つの州の批准を得て、この憲法草案に効力を与えるという大仕事を控えていた。

（3）草案への反対と革命

早期批准に大多数の制定者たちの意志は一致していた。幾つかの州に反対があり、連邦政府の樹立に依って自己の既得権が失われること、金持ち優遇だとする批判、国民の言論の自由や信教の自由という基本的人権を保障する章典がない。それで既に述べたように発効後、権利章典修正10ヶ条として憲法に追加されたのであった。

イギリスとの独立戦争に勝ち、国王や貴族の圧制から自由になった。自分たちの運命は自分で決める。海を隔てたロンドンに居る一握りの人びとの意志に従う必要はない。これが新しく誕生した共和政体の本当の意義である——これがアメリカ革命と言われるものの姿であった。フランス革命のように王権または王侯貴族に対する人民の暴動という形はとらなかったが、イギリスからの独立戦争から憲法の制定と発効に至るまでの戦い、これをこの革命の過程と解釈するのが最も合理的であろう。

草稿批准の賛否をめぐっては各地でキャンペーンが繰り返され、これがアメリカの政治運動のさきがけとなった。各種の利益団体が活発に運動し、新聞を通じて賛成、反対の主張を述べた。賛成派をフェデラリスト、反対派をアンチ・フェデラリストと呼んだ。このとき派閥の弊害、人民の投票を得て代表になったとたんにその利益を裏切ることへの防止、権力を分散させて互いに抑制、均衡させる必要（三権分立）などが問題となって浮かび上がった。

「多元的な価値の競争のなかから活力を生み出し、人々の自由をそこなうことなく抑制と均衡を通じて調和をもたらそうとする、ダイナミックな考え方である。憲法制定に際して表明された200年前のこの思想は、現在でもアメリカという国家の基本理念として生き続けている。」⁽²¹⁾

以上の引用は建国の父として『ザ・フェデラリスト』誌を執筆した一人、ジェームズ・マディソン（James Madison）の言葉を敷衍したものであるが、これも今や現在では、既に220年も前のことである。このような経過を経て1787年5月、権利章典の採択を条件として全9州が批准を完了した。こうして新憲法のもと、現在ある形でアメリカ合衆国が誕生したのである。

4

各州を代表する選挙人の投票により、4月30日に全員一致で独立戦争の英雄ジョージ・ワシントン（George Washington, 1732-1799）が初代大統領に選出された（連邦行政府の誕生）。各州で連邦下院議員の選挙が実施され、また各州議会で上院議員が2名ずつ選任された（連邦議会の成立）。憲法第Ⅲ条の規定に従い、最高裁判所、3つの連邦巡回裁判所、各州1つの連邦地区裁判所を設置した（連邦司法府の誕生）。序じょに連邦党（フェデラリスト）と共和党（リパブリカン）との対立が議会で鮮明化すると共に、州権主義の主張は弱体化してくる。一方、司法が行政の圧力に屈せず、憲法に反する法律は無効にするという強力な司法の権限行使が出来るように



合衆国議会キャピトルの遠景（1986年秋季）

なってくる。当初は十分に果たせなかった合衆国最高裁の司法審査，別名違憲立法審査の制度が確立し，これには長期にわたって首席判事を勤めたジョン・マーシャル（John Marshall, 1755-1835）の功績の大きかったことが知られている。

合衆国体制の発足時には，この新体制に国民の支持を調達し，これを安定させる上で，初代大統領ワシントンの果たした役割は大きかった。合衆国銀行を設立したのも彼の尽力によるものである。だがワシントンの引退後，党派対立の激しい憲法体制の危機があった。しかし1800年頃になると，リパブリカン党が民主政治の進展という時代の流れに適応し，一方のフェデラリスト党は衰退した。

「アメリカの政党政治は二つの政党が国民の多元的利益の公約数のよりよき代表者となることを目指して国民の支持を争うことを相互に認めあう時，正統性を獲得した」⁽²²⁾のである。

一方この時代，植民地時代の封建的土地制度はいまだ随所に存在していた。イギリスからの独立によって西部への進出に対する制約がなくなり，東部社会での地位に不満を持つ人びとに新しい成功の機会をもたらす動機ともなった。国の独立によってイギリスの土地所有者への免役地代は廃止され，国王や領主が所有していた土地，未分配の土地は州有地となり，諸州の権利放棄によってそれはまた連邦が所有支配する土地となった。この封建的土地制度の廃止のもたらした最大の意義は，君主制の廃止や貴族身分の廃止と同じく，未だ人びとに残っていた身分的な社会秩序認識の観念を，やがて大きく掘り崩して行く効果をもたらすものとなった。1812年戦争（米英戦争）でナショナリズムが国中に満ち，それ以後合衆国憲法が国家の聖典として神聖化されて，

アメリカの国家的統一は確固たるものとなったのである。

1. 連邦対南部諸州の対立

ジョン・マーシャル判事は法律を専門に学んだ期間が極めて短かったに拘らず、ゆったりした性分で人に好かれ、論理的で力強い判決文を書いた事で知られる。そのうえ、論理明快、自信満々、強力なリーダーシップを発揮して最高裁を引っ張った。新しい中央政府の単なる骨組みに過ぎなかった憲法に、数かずの判決を通じて血肉を与え、連邦政府と連邦司法府の権威を高めてアメリカの統一をより強固なものにしようと努めた。合衆国銀行設立後も州内にある当銀行にメリーランド州が独自に課税しようとしたことで、マーシャルはこれを違憲とした。連邦政府の権限は州からでなく直接人民から与えられ、憲法は州ではなく人民が受け入れを決めたものだからであると宣告した。

「連邦政府は一にも二にも『人民の政府であり、人民によって権限を与えられた政府であり、人民のために権限を直接行使する政府』なのである」⁽²³⁾ と彼は判決文を読み上げていたという。

その約40年後、リンカーン大統領が南北戦争の激戦地ゲティスバーグで行われた演説中の有名なことば「人民の人民による人民のための政治」の原点がここに在る。マーシャル判事の演説の趣旨は、連邦政府が単に民主的な政府であるというだけでなく、州によって、また南部諸州の離脱と反乱によって崩壊してしまう性格の政府ではないことを強調するものであった。その上でメリーランド州が合衆国銀行の州支店に課税することを定めた州法は違憲だと裁定したのである。マーシャル判事が合憲の結論を導くに当たっては、連邦政府の権限を極めて広く柔軟に解釈していた。アメリカ合衆国が人民全体から正統性を得ているのか、それとも州から得ているのかという論争はその後も続き、南部諸州は後者の立場に固執して、やがて連邦離脱を考え始めることになる。マーシャル判事の憲法思想は遥かに時代の先を行っていた。彼は連邦を何としてでも分裂させまいとする気迫に満ちていたが、連邦の将来をかなり悲観的に考えながら、この世を去ったという。⁽²⁴⁾

マーシャル判事任期の最後に近付くと、奴隷制度や関税問題で南北間の対立は深刻化して行く。南北間では気候、産業、人びとの気質も違っていた。19世紀に入ると民主化が進み、領土は西へ向かって新しい州が生まれ、人びとが移住した。誰にでも成功のチャンスがあり、実力だけが人を判断する規準となる。成年男子には選挙権が与えられ、1828年には平民階級に押されてアンドリュー・ジャクソンが大統領となる。しかし南部諸州は州権をますます強く主張するようになった。

2. アメリカ・インディアンと南部州

最高裁の力不足が劇的に露呈したのがチェロキー族インディアンの土地をめぐる訴訟であった。この件について『憲法で読むアメリカ史』（阿川尚之著）から引用してみると、

「チェロキー族は銃を取るかわりに裁判所で戦うことによって自分たちの権利を白人の浸食から守ろうとした。そして合衆国最高裁判所まで進んで勝利を収めたにもかかわらず、彼らの権利はまったく無視され、故郷を追われる。それはチェロキー族自身の悲劇であるとともに、やがて

やってくる国家分裂を防ぎ連邦を一つにまとめ続ける力が最高裁にはないことを、深く暗示させる事件でもあった。」⁽²⁵⁾

独立以前、北米東海岸に設立された英国の植民地は各地のインディアン部族と条約を結び、土地に対する権利関係を確定して関係の安定化を計っていた。条約によって割譲に同意された時のみ所有権が移り、入植者が個々に購入する事は許されなかった。合衆国はこの政策を継承し、憲法で個々の州が諸部族と条約を結ぶのを禁じた。またインディアンとの通商は連邦政府のみが専一に扱う事項とされた。チェロキー族とは1785年に条約を結び、部族の主権を承認し、土地の一部割譲を受ける見返りに領土保全を約束した。ところがインディアン部族の土地と境界を接する幾つかの州は、こうした動きに反発した。例えばジョージア植民地では、内陸インディアンの土地を自分たちのものにしたいと強く望んでいたのである。「はじめはインディアンに仲良くしようと言って契約を結ぶ。条約と言ってもいい。ところが、インディアンは狩猟民族なのに、どんどん農民が入ってきて森を開拓していきます。そうするとインディアンは食べられなくなってしまいますから、いまさら農業をやるわけにはいかないし、ほかの土地に移って行かざるをえず、奥地に追いやられてしまいます。——最後には居留地に押し込められてしまう。これがアメリカのやり方です。」⁽²⁶⁾ これは大部象徴的な話だが面白く説明している。最近の考古学的研究では、当時既にインディアンたちはトウモロコシ栽培をしていたとも言われている。

1763年と1773年に新たな条約で広大な土地が開拓民に開放されたが、独立後には、開拓民は原住民の土地に対する権利を保障する連邦政府の政策に我慢できなくなっていた。政府は東部の諸部族を白人社会に同化させる政策をとったが、ジョージア州は自州西部の土地を合衆国に譲渡する代わりに原住民を西に移住させる約束を連邦政府から取り付けた。やがて連邦政府もインディアンの移住政策に大きく傾く。先祖伝来の土地を手放して西へ去る部族もあったが、幾つかの部族は土地に留まろうとし、その1つがチェロキー族であった。

19世紀初のチェロキー族は一連の改革、開化政策を行った。独自の憲法、行政府・議会・裁判所まで作ったが、土地は部族全体のものであるという伝統原則は崩さなかった。ロビー活動まで実施しても全く成果はなく、独立戦争の際イギリスに組したことから、多大の土地と生命を失い、独立も奪われてしまう結果となる。(後にハワイ王国も同じ運命を辿ることになった。チェロキー族の開化政策を始めて約30年後、ペリー来航に始まった日本の文明開化も、進んだ西欧社会に対抗するため相手側の制度や思想の受け入れを急ぎ、対等の立場で共存を計ろうとしたのと、結果は違ったが軌を一にする。)

1812年ジョージア州議会は土地はジョージア州が所有し、部族は一時的に土地を借用しているに過ぎないとの決議を行う。ジョージア州民兵組織がチェロキー族の土地に侵入し、いやがらせや暴力行為を行った。ジョンソン政権は法律の形で移住政策を採用したので、困惑した部族の指導者たちは戦いの場所を合衆国裁判所に移すことにした。北部キリスト教者にはチェロキー族に同情的な者も多かった。ジョージア州裁がヨーロッパ諸国は「発見」した土地に独占的な権利を

有し、先住民は土地の主権を失い、唯その地を占有する権利があるのみと宣告した。ジョージア州法が憲法に違反しているかどうかの判断を最高裁は避け、チェロキー族の訴訟は受理されなかった。社会改革運動に熱心な北部のキリスト教団体はインディアンの立場に同情して移住政策に反対し、中でも宣教師11名がジョージア官憲に逮捕される。2人は刑務所に収容された。最高裁へ3度目の上告申請をする。マーシャル首席判事はチェロキー族は別個の独立した政治的存在であり、土地に対する完全な支配権を有するとし、ジョージア州法を違憲と裁定した。しかし州裁判所はこれを最高裁の越権行為と非難し、採決を全く無視した。ジャクソン大統領はジョージア州に対して何の行動もとらなかった。時を同じくして関税法についてサウスカロライナ州が連邦の権威に挑戦していた事情と重なり、結局チェロキー族は3度合衆国最高裁で戦い、勝訴を勝ちとりながら、自分たちの主権をジョージア州に承認させることはできなかったのである。チェロキー族の条約派と呼ばれる者たちが連邦政府と移住受け入れの交渉を始めた。ジャクソン大統領は1836年条約に署名し、38年には連邦軍の兵士に追いたてられるようにして、17,000名の人びとが故郷を去って行った。新居留地に到着するまで約8,000人が途中で落命した。彼らはこの悲惨な道中を、「ヌナ・ダウル・イシュヌイ」（我れらが涙を流した道）と呼んだという。

「アメリカ合衆国の憲法と司法制度の公正さを信じて戦ったにもかかわらず、チェロキー族は自分たちの土地を失う。そのうえ戦いがすべて終わったあと、部族の弁護を引き受けた白人のロイヤーたちは法外な請求書を突きつけ、訴訟費用の支払いを迫った。」⁽²⁷⁾

チェロキー族に見るアメリカ・インディアンの苦難の道、その事情の合理性などはともかく、白人の力とそのエゴイズムによって、彼らは西部へと追いやられる運命を辿ったのである。

3. 奴隷問題と憲法

1619年、オランダの軍艦がヴァージニア植民地の首都ジェームズタウンへ20人の黒人をアフリカから連れてきて以来、黒人を年季奉公人、程なく奴隷として売買使役する慣習は全米に広まった。北米北東部では小規模な農・漁業、商業、軽工業が発達し、それにキリスト教人道主義の影響で奴隷解放運動が盛んになる。一方南部では米・タバコ・藍、綿花を栽培するプランテーション農業の必要から、奴隷の労働力が不可欠であった。奴隷の存在は勤労に対する意識をも変え、北部人を進取勤勉に、南部人を一般に怠惰にしたとも言われる。実は奴隷制度をどう扱うかは、合衆国憲法制定の際にも問題になっていた。そのため憲法には奴隷という言葉は書かれていない。「その他の人」、「使役或は労働に供される人」という間接的表現に置き換えられた。実際、建国当時の指導者の殆どが富裕な商人や農業主、ロイヤーなどエリートで占められ、ワシントンはじめジェファーソン、マディソンなどその例外ではなかったのである。独立宣言を起草し、人間の平等をうたったジェファーソン自身、故郷の荘園では大勢の奴隷を所有⁽²⁸⁾していた。まず連邦議会下院議員の各州からの選出数に関し、奴隷は5分の3の数として算定、当然大統領を選出する選挙人数の仕組みにも、これが影響してくる。従って第2代大統領のジョン・アダムズを除いて、第5代までは南部出身で占められていた。しかし1808年ジェファーソン大統領の下で奴隷の輸入

が禁止される一方、人口調査に基づかない奴隷を念頭に、人頭税の禁止が定められた。しかし憲法に間接的には奴隷制度を守る条項が幾つかあった。北部と南部の境界にある奴隷州から、隣の自由州へ逃亡する奴隷も存在した。ジョージ・ワシントンは遺言によって、死後自分の奴隷をすべて解放していたという。

1793年綿花の繊維部分と種とを分離する器械コットンジンが発明され、南部諸州では綿花生産が飛躍的に増加した。これで南部は奴隷制度の維持については強硬な立場を取るようになった。1784年に北西条約が結ばれ、北西領土に移住する農民たちは奴隷を連れて入植する事は許されなくなり、やがて中西部の主な州は自由州として発展する。

「新しく獲得された合衆国領土が奴隷州となるか自由州となるかは、やがて国内政治最大の問題となり、ついには南北分裂のきっかけとさえなる。」⁽²⁹⁾ 合衆国憲法は、奴隷制度についておおむね言及を避け、或いはあいまいなままで出発していたのである。

南部では奴隷の扱いに独特の法体系が発達した。奴隷は所有物とみなされ、原則として自由意志がなく、建前上は結婚も財産の所有も認められなかった。1793年連邦議会に逃亡奴隷法が制定され、これは1820年まであらかた問題なく機能したという。それは南部と北部でそれぞれ相手の法律を尊重したことに依る。しかし19世紀の30年代、北部で奴隷解放運動が活発となり、南部では大規模な奴隷の反乱が起きた。これは憲法制定50年後のことである。

ニューイングランドで奴隷解放運動で特に著名なのは、クェーカー教徒ウィリアム・ギャリソン (William L. Garrison) であった。1831年 '*Liberator*' (解放者) 新聞を発行、33年には全米奴隷反対協会を設立した。逃亡奴隷のなかからも運動家が誕生した。1852年にストウ夫人 (Harriet E. Stowe) が小説 "*Uncle Tom's Cabin*" を出版、この本は爆発的に売れた。日本人青年ジョン・万次郎が土佐沖で遭難救助され、ニューベッドフォードに上陸、手厚い処遇を受けたのは当地の人道的風土があったからだと言われる。

ペンシルヴァニア州とニューヨーク州でそれぞれ26、28年に、人身保護法が制定された。南部諸州はこの法律に反対し、1842年のブリッグ対ペンシルヴァニア事件で、1793年の逃亡奴隷法と人身保護法の合憲性が争われた。メリーランドの或農場主が1832年、所有する奴隷少女を奴隷禁止の隣州ペンシルヴァニアへ逃れさせ、当地で解放したという事件である。「奴隷の女性とのあいだにできた子供をひそかに自由州へ送って開放することが、当時よくあったらしい。」⁽³⁰⁾ この判決は、逃亡奴隷の捕縛を許すことになったが、連邦議会が逃亡奴隷捕獲への協力を州に強制してはならないとするものであった。逃亡奴隷に関する規制権は連邦議会が占有していたからである。この判決は内実で反対運動に力を貸したと言われる。一方で1850年、新しい連邦逃亡奴隷法が成立した。これに北部州では新しい人身保護法を通して対抗した。これで南部の所有者が北部にやって来て逃亡奴隷を捕縛するのは益ます難しくなった。南部から逃れる秘密ルートは '*Underground Railroad*' と呼ばれていた。この問題は南北間の対立をいっそう深め、その後に

南北の対立を尖鋭化する事件が次つぎに生起する。1790年代にカリブ海サントドミンゴ島での奴隷叛乱以来、1831年のナット・ターナーの乱など奴隷の反抗は収まらなかった。こうした状況下で南部白人の態度は益ます硬化して行く。

北部の活動家が南部の白人や奴隷に奴隷制反対の新聞やパンフレットを送り付ける戦術に出たのに対抗し、南部では郵便の配達を禁止する措置に出た。郵便事業は連邦政府の管轄であったに拘らず、時の大統領ジャクソンは何の処置も講じなかった。程なく連邦政府の所在地コロンビア特別区で奴隷制廃止運動が高まり、連邦議会への請願が増加した。南部の議員たちはこの請願を禁止する法案を提出し、1836年にこの法案は下院規則として成立する。その後前大統領ジョン・アダムズが熱心にその撤廃運動を続け、44年に漸く廃止に成功した。北部出身議員がすべて奴隷制反対に回っていたからである。

前述したように南部州では技術革新により綿花栽培が盛んになり、爆発的に奴隷への需要が増大してその値段も高騰した。貴重な財産となって19世紀初頭には、奴隷の待遇はかえって良くなったとも言われる。「差別を受けている北部の自由黒人よりも、衣食に安定を保障された南部の黒人奴隷の方がずっと幸せである。奴隷制度の何が悪い。」⁽³¹⁾

北部と南部の間の溝は思想的経済的に、また秩序の維持についても益ます拡大し、合衆国の西方拡張を迎えて新たな大きい展開を迎えることになる。

※ ※

本論を一通り書き終わって先ず思い浮かぶのは、人間の持つ業とその社会の進展、またその相互関連という事である。自由と平等を国是として出発した合衆国も、その護持のために並なみならぬ闘争の連続があった。グラント將軍はリンカーンの次のつぎ、第18代大統領となり、二期目に閣僚の汚職・疑獄事件があったりで「赤子の如き」政治家として、決して評価は芳しくないが、引退後喉頭がんの激痛に耐えて書いた回顧録“*Personal Memoirs*”は妻に50万ドルの印税を残し、以後歴代の大統領が回顧録を残す先鞭となったという。⁽³²⁾ 書き上げて7日後の1885年7月23日、63歳で波瀾の生涯を閉じた。

アメリカを独立した一個の文明として見た場合、その基底にあって流れる歴史と憲法を無視して、これを考慮することは出来ない。グラント論につなげるよう南北戦争直前までの記述が果たせなかったが、それでも、皮相的でない合衆国のあるいはアメリカ人の持つ本質が浮き彫りにされてくる思いがする。次回はアーノルドのアメリカ論を足場にして、南北戦争以後の発展に至るアメリカ文明の展開を検討して行こうと思う。

【註】

(1) Cf. 『マシュー・アーノルドと諸人の救い』, p.88, l.2. 以下。渡辺栄太郎, 文化書房博文社, 倉敷印刷(株)。

(2) “*The Last Word*”, [The Complete Prose Works of Matthew Arnold, XI]. Edited by R. H. Super; Ann

Arbor, The Univ. of Michigan Press. p.429, 1.31.

- (3) Ibid., p.146, 1.2.
- (4) Ibid., p.151, 1.8.
- (5) Ibid., p.151, 1.32.
- (6) Ibid., p.152, 1.5.
- (7) Ibid., p.157, 1.34.
- (8) 20世紀にも多くの戦争がこれに当てはまる。第2次大戦末期近く、日本のインパール作戦で、形勢甚だ不利に拘らず、司令官牟田口廉也は、己れの強引無謀な作戦遂行の主張で三個歩兵師団約10万の兵士に犠牲を強いた「白骨街道」を尻目に、早ばやと飛行機で内地へ逃げ帰った。のち上層部から責任も追及されず、戦後死ぬまで自説の正しさを主張していたという事実は、日本の戦史を知る者には余りに有名な話である。僅か10%に満たない生還者の一致した声で、「よくも畳みの上で死んだものだ」という言葉を、筆者は一回顧録の上で立読みしたことがある。一説にこの作戦は、一時でも戦況の挽回をもくろんだ当時の権力者、陸相東条英機の内意であったとも言われる。
- (9) “The Last Word”. Edited by R. H. Super; The Univ. of Michigan Press. p.168, 1.24.
- (10) ポトマック川はワシントン D.C. を貫流することから、首都を中心とする北部の中核軍団を指すものと推察される。
- (11) “The Last Word”. p.174, 1.6.
- (12) Ibid., p.179, 1.29.
- (13) Cf. “Matthew Arnold and American Culture”, by John H. Raleigh, Univ. of California Press. p.77, 1.13.
- (14) Cf. “Matthew Arnold, A Life”, by Park Honan, McGraw-Hill Company. p.398, 1.6.
- (15) イギリスには憲法と称するものはなく、歴史上承認された法体系がこれに相当する。マグナカルタ (1215), 権利請願 (1628), 人身保護法 (1675), 権利章典 (1689), 王位継承法 (1701), 国会法 (1911), 国民代表法 (1918), 最高法院法 (1981) が具体的例となる。『解説世界憲法集』, 三省堂。
- (16) 『アメリカ史概論』 有賀貞, 東京大学出版会。p.129, 1.3.
- (17) 「アメリカ憲法」の条文は『憲法で読むアメリカ史』上, 巻末より引用, 後はこれに準ずる。
- (18) 立法・行政・司法をそれぞれ独立の機関に分散すること。権力の乱用を防ぐため相互に牽制させて国民の政治的利益を保証しようとするもので, 18世紀モンテスキュー『法の精神』やジョン・ロックにより主張された。
- (19) Cf. 『アメリカ史概論』, 東大出版。p.123, 1.9.
- (20) Ibid., p.128, 1.5. 引用文上部に記した点線は筆者の判断に依る。
- (21) 『憲法で読むアメリカ史, 上』 阿川尚之, PHP 新書。p.93, 1.1.
- (22) 『アメリカ史概論』, 東大出版。p.130, 1.8.
- (23) 『憲法で読むアメリカ史, 上』, PHP 新書, p.126, 1.15.
- (24) Cf. Ibid., p.116~p.132.
- (25) Ibid., p.136, 1.12.
- (26) 『アメリカの行動原理』, 橋爪大三郎, PHP 新書。p.115, 1.14.
- (27) 『憲法で読むアメリカ史, 上』, p.163, 1.1.
- (28) 三面記事的でちゅうちょされるが, ジェファーソンが女性奴隷に産ませた子供が居るという噂が残されており, 数年前 ('02, 3年頃) DNA 検査の結果, それが事実だと確認されたと日本の大新聞に小さく報道された。
- (29) 『憲法で読むアメリカ史, 上』, p.173, 1.13.
- (30) Ibid., p.186, 1.6.
- (31) Ibid., p.198, 1.7.
- (32) Cf. 1. 『歴代アメリカ大統領総覧』, 高崎, 中公新書ラクレ。p.118. 2. 『アメリカ大統領を読む事典』, 宇佐美, 講談社+α文庫。p.306.

(Sept. 22, '05)